（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があつた公告国際テロリストを公告する件（国家公安委一七）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（外務一四七）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一四八）　三

その他告示

○国家公安委員会告示第十七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十七日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号ＴＩ－１（モハンマド・ハッサン・アフンド（MOHAMMAD HASSAN AKHUND））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日及び2026年３月10日に改訂）

その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の親密な協力者。2009年12月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。kakar部族に属する。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年９月３日、2005年12月20日、2007年７月９日、９月21日、2011年11月29日、2026年３月10日及び４月13日に改訂）

その他参考となるべき事項　ムラー・モハンメド・オマル（ＴＩ－３）の親密な協力者。2009年12月現在、タリバーン最高評議会のメンバー。Baabar部族に属する。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

2　名簿記載者公告番号ＴＩ－19（アブドゥル・ガニ・バラダール・アブドゥル・アフマド・トゥルク（ABDUL GHANI BARADAR ABDUL AHMAD TURK））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日及び2026年３月10日に改訂）

その他参考となるべき事項　Popalzai部族に属する。2007年５月時点で、タリバーンの上級軍事司令官であり、タリバーンの「クエッタ評議会（Quetta Council）」の一員である。身長は173㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2001年２月23日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、2012年２月13日、2026年３月10日及び４月13日に改訂）

その他参考となるべき事項　Popalzai部族に属する。身長は173㎝。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月１日に終了した。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals